

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（4） —— 1421年の銀徵収記録——

金 尾 健 美*

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne de la Maison de
Valois (4)
Un Registre de la perception de l'argent en 1421

Takemi KANAO

Abstract

A la suite de l'accord des Trois Etats, le conseil du duc de Bourgogne imposa les aides en marc d'argent au mois d'août 1421 pour fabriquer une forte et nouvelle monnaie. De très peu nombreux enregistrements de cette imposition, un registre dressé par Jacot Espiart, receveur attaché au Bailliage d'Auxois (ADCO B2788), nous permet d'en analyser l'exécution.

Très abîmé, le registre atteste cependant la répartition de 547 marcs entre 1450 habitants dans le bailliage ; après avoir exempté environ 100 marcs pour 270 personnes, le gouvernement imposa 447 marcs à 1180 contribuables. Individuels ou en groupe, ils payèrent le plus fréquemment un demi marc d'argent dont le type, brut ou monnayé, était inconnu.

Le receveur délivra 7199 francs de faible monnaie, 85 francs de forte monnaie, quelques centaines de pièces d'or de plusieurs sortes et 5 marcs 6 onces d'argent à Jean de Gray, receveur général d'emprunt ou des aides, et 956 francs de faible monnaie à Jehan Fraignot, receveur général de Bourgogne. Cet état de compte permet de comprendre que le receveur perçut, au fond, une grande variété de pièces d'or et d'argent plutôt que du billon et du fretin d'argent.

Il faut situer enfin le vrai but de l'imposition directe aux habitants dans la politique monnâtaire du duc au début des années 1420.

Key Words: Bourgogne, Moyen Age, argent, aides, monnayage

*教授 西洋中世史

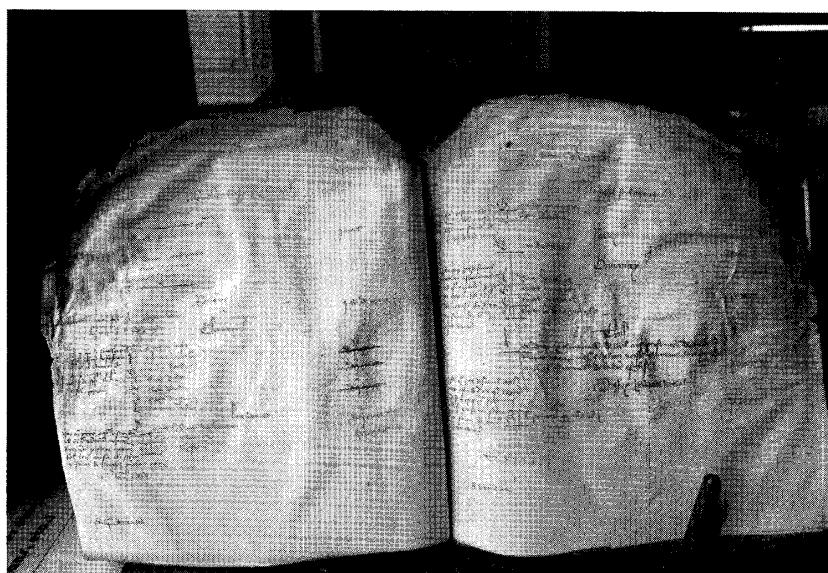
0. はじめに

本稿はフランス中世後期の同輩貴族ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボン（在位 1419–67）の財政研究の一環として、引き続き未刊行財務史料を紹介しつつ、1420 年代の財政を分析しようとするものである。前稿「フィリップ・ル・ボンの財政（3）」¹では 1421 年と 23 年と、二度にわたって発布された両替規制令を紹介し、比較検討することによって、財務官僚たちが目指した通貨管理システムを分析した。中央発券銀行が存在せず、貴金属貨幣が決済手段の主役であった時代に、請負制の造幣業者と両替業者を会計院に管理監督させるシステムを構築しようとしたのである。官僚たちは特に銀の価格と流通量を管理し、投機的行動を規制することに意を用いた。そのために罰則規定を設置した上で、両替業者に管理業務を委託し、粗悪な貨幣や外国通貨を回収する役割まで課したのである。良質の安定した貨幣を十分に発行すれば、悪貨の回収は相対的に容易になるはずである。つまり高品位の新貨発行がすべてに優先する課題であるから、材料となる銀を購入するだけでなく、住民から直接徴収してまで造幣所に供給する、という決定を下したのだろう。1421 年、実際に銀の直接徴収が実施された。その記録の多くは散逸したが、本稿で紹介するオーソワ Auxois バイイ管区の特別会計 ADCO B2788 は、ブルゴーニュ地方では現存する唯一の銀徴収記録であり、他に類例を見ない特異な孤立した史料である²。

1. 史料の現況

当該史料の保存状態は、一見して劣悪であると言わざるを得ない。写真と図に示すとおり、全葉にわたって上部 4 分の 1 ないし 3 分の 1 程度が弧状に消失（焼失？）している。完全な状態であれば、横 30 cm に対して、縦はおそらく 40 cm をやや超える程度の羊皮紙が使用されたと思われる。

全体は横開きの冊子形態を保つ。表 1 に示したように 7 緞り 60 葉からなり、さらに厚手の革表紙がつく。綻糸は一般的な木綿糸で、相當に緩んでいる。フォリオ番号は各葉、表面の右肩に付するのが普通であるから、消失によって史料の原フォリオ番号は失われている。そこで本稿では議論の便を図るために、筆者が仮番号を振る。一般的な方式に従って、表紙の次の葉を第 1 葉とし、以下、順に番号を振った。第 51 葉・表と第 60 葉・表裏は白紙である。第 13 葉は表面から見て右下部分に大きな切れ込みがある。が、テキストはこの切れ込みを避け、迂回して記載されている。つまりこの切れ込みは当初からあったもので、事後的に生じたもので

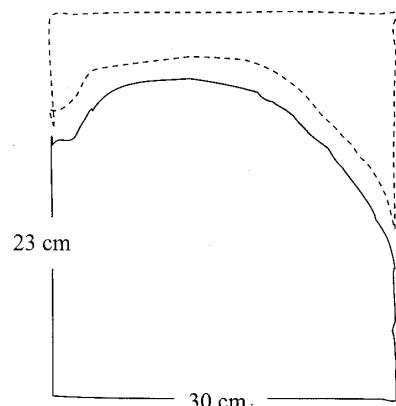


ADCO B2788 ff.8V°-9R°

表1 物的構成

| | | | |
|---|-----|--------|-----------|
| 1 | 表紙 | 1枚 | |
| 2 | 第1綴 | 5枚を2ツ折 | fos. 1-10 |
| 3 | 第2綴 | 4枚を2ツ折 | fos.11-18 |
| 4 | 第3綴 | 5枚を2ツ折 | fos.19-28 |
| 5 | 第4綴 | 4枚を2ツ折 | fos.29-36 |
| 6 | 第5綴 | 5枚を2ツ折 | fos.37-46 |
| 7 | 第6綴 | 5枚を2ツ折 | fos.47-56 |
| 8 | 第7綴 | 2枚を2ツ折 | fos.57-60 |

図



はない。そのような羊皮紙を頓着せずに使用したことに格別の意味はないのかもしれないが、目に付く事実として言及しておきたい。

この種の帳簿は、通例、上下、左右の余白をかなり広く取って記載されるので、実際のテキストの損傷は第1行から数えて2~3行分と推測される。各頁にびっしりと間断なく記載された場合、最大では34行程度と推測される。実際に数えることができた最大行数は32行であった (ff.5R°, 21R°, & 24V°)³。大抵の場合は幾つかの段落に分かれているので、頁あたり20行以上25行未満が28頁と最も多く、次いで15行以上20行未満が20頁であった。ちなみに最頻値は21行で7頁ある。この現況はすべての頁にわたって2~3行が消失した結果であるとす

金 尾 健 美

れば、少なめに見積もれば全体の 10 分の 1、多めに見積もれば 8 分の 1、といった程度の情報が失われたという計算になる。その復元は例外的に可能な部分もあるにはある（注12参照）が、やはり全体としては事実上不可能である。そのような観点からすれば、本史料の現況は絶望的ともいえる。また残存部分に関しても、羊皮の各葉（特に始めの数葉）は、乾燥と褐色化が顕著で、インクの褪色も激しく、しばしば判読に難渋する。ところが不思議なことに、各葉の保存状態には大きな差がある。ほとんど変色がなく、テキストも鮮明に残存している葉も相当にあり、その場合の判読は極めて容易である。この判読容易な残存部分だけを問題にするなら、冒頭の言辞とは逆になるが、本史料の保存状態は決して悪くはないと言いたくなる。測定機器を使用して精確に計測したわけではなく、あくまでも触感であるが、総じて、後ろに行けば行くほど、各葉に保湿感があり、保存状態は良好になるように思われる。すると長期間にわたって保管庫の棚に平積みにされていたとも想像されるが、当該史料全般にわたって、葉の上辺部のたわみが激しく、その部分の埃の堆積・付着が顕著であることから判断すると、保管庫の棚に立てて並べられていた時期もあったと考えられる。現在では、この程度の厚さの冊子形態の史料は、数冊をまとめて白木綿のしっかりした秩に収納してから、立てて保存しているようである。

書体は 1420 年代に書記たちが使用した一般的で癖のない筆記体 cursif であり、本文、見出し語、数値表現、略記法や字体のサイズ、いずれの面でも特筆すべき点は見当たらない。

2. 記載構成

全体は四部で構成される。第 1 部は序で、短い前文と委任状の写しからなり、本史料の成立事情を説明し、内容を予告するものである (ff.1R° - 3R°)。第 2 部は収入の記載に当てられ (ff.3V° - 44R°)、地区ごとに 15 章に区分され、各章の末尾に小計がつく。第 3 部は支出の記録 (ff.44V° - 52V°) であり、官僚の日当、現金支払、出張旅費ならびに通信連絡費、本会計関連支出、雑費に 5 分類され、最終葉の第 52 葉・裏には支出総額がまとめられ、その直後に収支決算が記載されている。本会計簿は本来ならばここで終了するところであろうが、この後に未納・免除分の明細が続き (ff.53R° - 59V°)、これが第 4 部となっている。この第 4 部の未納・免除の明細は、それを承認する認可状の順に淡々と本帳簿の記載葉、人名、未納・免除額を記載し、17 通分の筆写を終えたところで (f.57V°) 未納（未徴収）額を総計し、先の決算 (f.52R° - V°) に修正を加えている。ところが、この未納・免除の記録はさらに認可状 8 通分が続く。5 通分を終えたところで (f.58V°)、その 5 通分の総額のみ記載するが、この会計全体への修正は

ない（f.59R°）。その後に続く最後の3通分は、要点を筆写しただけで、合計や収支勘定の修正計算をせずに終えているので、中断したという印象を与える。最終記載葉の第59葉裏はかなりの余白を残しているし、第60葉は表裏ともに白紙のままである。表1に示したように、第7綴りは2枚を二つ折りにしたもので、第57葉から第60葉に相当する。綴り糸を解いて広げたとすれば、第59葉は第58葉の、第60葉は第57葉の右半分になっているはずである。したがって第59葉と第60葉の間にるべき葉が製本過程で欠落したという憶測は成り立たない。帳簿作成者が唐突に擱筆した理由は判然としないが、当該史料は完結していると判断せざるを得ない。

大局的に言えば、当該史料は各バイイ管区の御用金 aides 徵収記録とよく似た構成を持ち、税収人委任状の写しに始まり、収入の部の章立て、支出の部の分類、また最後の訂正分、総じて平凡な税収記録と言えよう⁴。本史料は整理番号順に編集された古い目録⁵では Lever le marc と説明されているが、この表現は誤解を招く。本来は不自由身分の者が自由身分になるために支払い、そのまま固定化した人身金納税のことを言う⁶。しかし15世紀においては、都市民が支払う固定化した住民税のことである。ブルゴーニュ地方ではディジョンの記録が比較的よく保存されていて⁷、教区ごとに徵収された実状をよく伝えている。ロベール・アンリ・ボーティエ編集のブルゴーニュ史文献案内は関連史料を保存する文書館の新目録とも言える良くできたガイド・ブックであるが、本史料を御用金徵収簿の中に分類している⁸。

2.1 前文と委任状

二つの部分からなる。いずれも本稿末尾にテキストと試訳を付したので参照されたい。まず字義通りの前文で、本会計史料の内容を示す部分（f.1R°）があり、その後に1421年8月18日付の委任状の写し（ff. 1V° - 3R°）が続く。既述のように、いずれも冒頭の数行分が失われているが、じつはその部分に重要な情報があったはずである。

1421年10月から11月にかけて実施された銀徵収業務は、4名の官僚、すなわち会計官ジャン・ボノ、ディジョン・バイイ管区代訴人ジラール・ヴィヨン、オーソワ・バイイ代理ギヨ・ブランダン、オーソワ・バイイ管区代訴人ポワンソ・ペルネイ、が「借り上げ」査定を行い、彼らが住民の同意を得て明細を作成したこと。その明細に基づいて「上記の」税収役が実際の徵収業務を行なったこと。住民が銀を所持していない場合は、金貨や銭を徵収する権限を税収役が持っていたことと、その場合の代替率（1マールを金6エキュ、1エキュを9旧フラン）を順に明示している。この前文の判読可能な最初の語は「そのマールは lesquelx marcs」であり、皮肉なことだが、消失した部分にマール単位で計量した徵収予定総額が記載されてい

たことを覗わせる。また現存部分では税収役の氏名を特定できないが、「上記の ledit」と表現されているので、やはり消失部分に税収役の氏名が記載されていたものと推測される。続く委任状の写しに見られるように、その税収役とはオーソワ管区の通常税収人ジャコ・エピアール Jacot Espiart であろう⁹。

続く委任状の写しは4頁にわたる（1V° - 3R°）。まずパリ国王諮詢会の具申に基づき、国王が全国三部会の場で金貨・銀貨の製造と現行通貨の切り上げを勅許したこと。また三部会は新貨製造のために助力を惜しまず、銀供出に応じると同意したこと。この事態を受けて、ブルゴーニュ公・公妃諮詢官もオーソーヌに地方三部会を召集したところ、同様の金貨・銀貨の製造と現行通貨の同様の切り上げに関して合意に達したことを述べて、代表的な金貨・銀貨の新価額の一覧を示す。さらに三部会員の供出する銀で良質の貨幣を製造すれば、物価が安定するから、結局はブルゴーニュ地方全体の公益に結びつく。諮詢官一同いたく満足していると謝意を伝えてから、三部会に委任官を派遣するので、その場にオーソワ管区内の住民を召喚し、各人の余力に応じて銀徵収額を定め、三部会員の指図にしたがって、その立会いの下に、各人が査定額を最寄の造幣所に提供すること。オーソワ管区の場合、その銀供出状況は管区税収人ジャコ・エピアールが記録すること。以上を述べた後に、定型の結語文が続き、副署人を列挙している。

書式、文体、用語法、いずれの点からみても、御用金 aides を徵収する場合の通達によく似ている。実際に御用金徵収記録簿の劈頭にはこの種の通達ないし委任状の写しを掲載することが普通である。銀徵収額をマール単位で査定し、それを指定の造幣所に提供する、という点を除けば、特異な点は見当たらない。御用金調達の理由が新貨の造幣とは耳慣れないが、そもそもフランス身分制集会は、1263年ルイ9世が貨幣制度を改革するにあたって、パリ、オルレアンなど大都市の代表を召集して下問したことが先例になったと言うから、前代未聞という程ではないのだろう。

ここでは、むしろ前文と委任状との間に微妙な相違があることに注目したい。委任状の作成日は1421年8月18日である。実際にオーソワ管区で査定・徵収業務が実施されたのは同年の10月から11月にかけてである。この8月半ばから徵収終了までの数ヶ月間に、おそらく銀徵収を厳格に実施することは困難であると考えられるようになったのではないか。そのために前文では「住民が銀を所持していない場合には…」という一節が盛り込まれ、その判断を税収人エピアールに一任させることになったのであろう。他のバイイ管区には同様の徵収記録が現存していないので、憶測の域を出ないが、この仮定を容れると、当該史料の不可解さが幾分か納得できるように思われる。

3. 1 課税割当

先に述べたように、収入の部は管区内の行政区分にしたがって15章に分けられる。表2に示す通り、判読した担税者総数は1580余名である。

ここで、やや議論がそれるが、本稿で扱う人員データの正確性に関して言及しておきたい。この1580余名という人数は筆者が史料から数え上げたものである。文字として判読できなくとも、何らかの記載の痕跡があり、その記載位置から人名と判断したものは勘定に入れた。しかし各葉の消失部分には2～3行分の記載があったと考えられるから、各頁あたり最大3人分のデータが上記の人数には含まれていないことになる。収入の部は第3葉・裏から第44葉・表まで、合計80頁（ff.17V° - 18R°には人名記載なし）にわたって延々と担税者の氏名が記録されている。したがって合計すれば最大200人を超える記録が失われていると考えるべきであろう。つまり多めに見積もれば、史料には1800名ほどの記載があったことになる（表2）。し

表2 担税者数と割当税額

| | 記載葉 | 頁数 | 地区 | 判読済 割当者数 | 推定最大 喪失数 | 推定最大数 | 割当額小計 marc 単位 |
|----|-------------|----|-----------------|-------------|-------------|-------|------------------|
| 1 | 3V° - 5V° | 5 | Semur 市内 | 120 | 15 | 135 | 70 |
| 2 | 6R° - 11R° | 11 | Semur 周辺部 | 202 | 33 | 235 | 87 1/12 |
| 3 | 11V° - 12R° | 2 | Avalon 市内 | 46 | 6 | 52 | 43 1/2 |
| 4 | 12V° - 17R° | 10 | Avalon 周辺部 | 213 | 30 | 243 | 46 5/12 |
| 5 | 17V° - 18V° | 1 | Montreal 市内 | 8 | 3 | 11 | 6 1/3 |
| 6 | 19R° - 20V° | 4 | Montreal 周辺部 | 53 | 12 | 65 | 22 1/6 |
| 7 | 20V° - 21V° | 2 | Noyers 市内 | 62 | 6 | 68 | 21 |
| 8 | 22R° | 1 | Noyers 周辺部 | 11 | 3 | 14 | 3 1/2 |
| 9 | 22V° - 23V° | 3 | Chastelgirart 区 | 38 | 9 | 47 | 13 1/2 |
| 10 | 24R° - 25R° | 3 | Montbar 市内 | 61 | 9 | 70 | 34 1/4 |
| 11 | 25R° - 28R° | 6 | Montbar 周辺部 | 121 | 18 | 139 | 18 |
| 12 | 28V° - 29R° | 2 | Flavigny 市内 | 38 | 6 | 44 | 28 1/3 |
| 13 | 29R° - 32R° | 6 | Flavigny 周辺部 | 122 | 18 | 140 | 35 1/3 |
| 14 | 32V° - 37V° | 11 | Arnay 区 | 207 | 33 | 240 | 50 2/3 |
| 15 | 37V° - 44R° | 13 | Poilly 区 | 285 | 39 | 324 | 67 1/12 |
| | 44R° | 80 | 総 計 | 1587 | 240 | 1827 | 547 1/6 |

* 17V°と18R°は人名記載なし。

金 尾 健 美

かしこの推定値には存在しなかったかもしれない者を含むことになり、存在者を扱う実証科学の原義に反する。論者が勝手に創出した不在者を分析対象に含めてデータを操作するよりは、不足を承知の議論の方が誠実であると筆者は考える。言い換えると、全体の9割ほどと推定される確実な個体を分析対象とする、という態度を探ることになろう。そこで以下の議論では存在が確認できる1580余名だけを分析対象とし、あるいは存在したかもしれない他数十名には言及していない。したがって対比や構成比を問題にする場合は、パーセンテージを使用しても信頼度が低いので、何分の何、何対何、何割、といった表現を選んだ。

さて、その1580余名のうち管区の主邑スミユール Semur 市では120名が負担する。それ以外の都市はアヴァロン Avalon が46名、モンレアル Montreal が8名、ノワイエ Noyers が62名、モンバール Montbar が61名、フラヴィニイ Flavigny が38名で、この6都市の担税者数は計335名となるから全体の1/5程度である。これに対して周辺農村部はスミユール周辺が48集落で202名、アヴァロン周辺が37集落で213名、アルネイ Arnay が38集落207名、ポワリイ Poilly が38集落で285名であり、その他の地区を加えると、農村部全体では237集落に1250余名の担税者を数えることになる。つまり農村部の担税者数は都市部のそれの約4倍となる。もちろん担税者数であって、住民数ではないが、このオーソワ管区では農村人口が圧倒的に多く、都市への集住傾向は緩慢で、管区全体の基本性格は農村的であると言えよう。

ブルゴーニュ Bourgogne 公領の中心都市ディジョン Dijon はかなり東側に寄った所、伯領との境界近くに位置する。そのディジョンから見て20kmほど北西の辺りに発し、そのまま北西方向に流れ始めるセーヌ Seine 川がブルゴーニュとシャンパーニュ Champagne を隔てる。セーヌの左岸から十数キロ離れた所を、ほぼ並行して流れるアルマンソン Armançon 川はやがてイヨンヌ Yonne 川と名前を変え、フォンテーヌブロー Fontainebleau で再びセーヌに合流する。セーヌ・アルマンソン水系を離れ、南へ10kmも行けば、やがて緑豊かなモルヴァン Morvan 丘陵に達する。オーソワ管区はセーヌとモルヴァンに挟まれた一帯、アルマンソンに沿ってディジョンの北西方向に伸びる長さ70km、幅30kmほどの細長い地域である。したがって地形は変化に富む。その主邑スミユールはアルマンソンが屈曲した地点に建設され、難攻不落を誇ったが、産業都市ではないし、サン・ジャック（サン・チャゴ）へ向う巡礼街道からも外れているから、人口集中を促す魅力には乏しかったのだろう。

前文に謳われているように、新銀貨発行のために銀を直接徴収するのが本会計の主旨であるから、各戸（各担税者）への割り当てはマール単位になっている。この1421年の銀徴収は全国三部会決定の後に改めて開催されたブルゴーニュ地方三部会の同意の下に実施されたのだから、ブルゴーニュ地方の他のバイイ管区でも同様に行なわれたはずである。偶々、このオーソ

ワ管区の記録一点のみが伝えられているのであろう。ブルゴーニュ以外の実施状況は不分明であるが、パリで実施された銀徵収の記録は刊行されている（後述）。

さて、表2にしたがって、その負担額をみると、スミユールだけで70マール、6都市335名の負担額を合計すると203マールとなり管区全体の負担額547マールの1/3強に相当する。つまり担税者全体の1/5にあたる都市住民が課税総額の1/3を負担すると表現できる。一人当たりの負担額を単純に計算すると、都市部では6/10マール強、農村部では3/10マール弱となるから、都市の1納税者は農村の1納税者の倍以上を負担していることになる。資産従価税方式を採用したか否か、定かではないが、現代人の感覚からすれば、妥当な課税配分と思われる。ちなみにオーソワ全体の算術平均を計算すれば、1/3マール強（0.35マール）になる。

しかし課税の実状を把握するには、算術平均を計算するよりも実際の課税分布を検討するほうがよかろう。課税額を低い方から並べると、最低額は1/6マール。次いで1/4マール、1/3マール、1/2マール、2/3マール、1マールとなる。1マールを超えるものは少ないが、1 1/2マール、2マールという課税額も散見され、3マールが4件¹⁰、3 3/4マール、4マール、6マールが各1件確認される。ちなみに、これ以外の課税額、たとえば3/4マール、はなかった。なお6マールを割当てられたのはスミユール近郊のサン・ジャン修道院長、4マールは当該修道院の修道僧6名の合計額である（f.6V°）。3 3/4マールも個人割当額ではなく、やはりスミユール周辺部のモン・サン・ジャン村の8名分である（f.9R°）¹¹。

表3は行政区ごとに、この課税状況を一覧できるようにまとめたものである。收拾できたデータ総数は738件である。担税者総数1580余名の半分に満たないから、かなり少ないと印象を与えるが、判読不能分が多いことだけが理由ではなく、写真に見られるように実は2人、3人をまとめて課税対象としている場合が相當に多いからである。この傾向は総じて農村部に強い。たとえば第3区アヴァロン市内では判読しうる担税者46名すべてに対して個別に課税額が指定されているが（ff.11V° - 12R°）、周辺農村部（第4区）では逆に個別に指定されている方が少ない。その結果、第4区では担税者213名に対して收拾できたデータ数は73件しかない。その第4区のサント・マニヤンス Sainte Magnence村では担税者5名に対して1マールを課税する記載があるし（f.14V°）、モニアルラン Monniarelin村は担税者6名を全員まとめて1/6マール、オーソン Auxon村でも6名を一括して1マールと査定している（f.16V°）。他の地区に関しても、ほぼ同様の指摘が可能である。スミユール市内（第1区）では120名に及ぶ担税者のうち、2名ないし3名でのグループ支払を指定されているのは38名（18件）に過ぎない。そのためにデータ収集件数は78件を数える。ところがスミユール周辺（第2区）は202名に対して、ちょうど半分の101件のデータを収集したに過ぎない。農村部では、いずれ

金 尾 健 美

表3 割当税額の分布

| | 地区 | 割当課税額 (marcs) | | | | | | | | | 小計 |
|----|-----------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-----|-----|
| | | 1/6 | 1/4 | 1/3 | 1/2 | 2/3 | 1 | 1 1/2 | 2 | >=3 | |
| 1 | Semur 市内 | 6 | 0 | 12 | 44 | 2 | 3 | 6 | 3 | 2 | 78 |
| 2 | Semur 周辺部 | 3 | 0 | 4 | 62 | 0 | 23 | 4 | 1 | 4 | 101 |
| 3 | Avalon 市内 | 0 | 0 | 0 | 26 | 0 | 7 | 1 | 2 | 0 | 36 |
| 4 | Avalon 周辺部 | 1 | 1 | 0 | 54 | 0 | 15 | 1 | 1 | 0 | 73 |
| 5 | Monreal 市内 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 6 | Monreal 周辺部 | 0 | 0 | 0 | 23 | 0 | 6 | 0 | 2 | 0 | 31 |
| 7 | Noyers 市内 | 0 | 0 | 0 | 23 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| 8 | Noyers 周辺部 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 9 | Chastelgirart 区 | 0 | 0 | 1 | 13 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 10 | Montbar 市内 | 1 | 1 | 3 | 33 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 46 |
| 11 | Montbar 周辺部 | 1 | 0 | 2 | 36 | 1 | 10 | 1 | 1 | 0 | 52 |
| 12 | Flavigny 市内 | 0 | 0 | 2 | 16 | 1 | 7 | 1 | 0 | 0 | 27 |
| 13 | Flavigny 周辺部 | 2 | 0 | 5 | 27 | 7 | 6 | 4 | 0 | 0 | 51 |
| 14 | Arnay 区 | 1 | 0 | 7 | 34 | 5 | 20 | 3 | 0 | 1 | 71 |
| 15 | Poilly 区 | 2 | 5 | 12 | 68 | 4 | 18 | 3 | 1 | 0 | 113 |
| | 小 計 | 18 | 7 | 52 | 463 | 23 | 132 | 25 | 11 | 7 | 738 |

も課税額を明示している件数は担税者数の半分以下という結果である。モンバール周辺（第11区）は121名に対して52件である。第14区アルネイと第15区ポワリイでは、この傾向はさらに顕著となる。担税者は双方を合せて490名を超えるが、それに対して記載された課税額は両区を合せても184件である。個人の税額を定めた件数はアルネイ Arnay町の16名を別にすれば、両区を合せても10名程度にすぎず、2名から4名程度を一括して課税する方式が一般的である。ポワリイのアギィエ Aguilley村は担税者8名全員を一括して1/2マールと記載しているが(f.40R°)、しかしこのように村落単位の課税は稀である。

つまり表3は個人税額の分布をまとめたものではなく、1人から数人で構成するグループを単位とする課税分布であると理解しなければならない。それぞれのグループの構成原理（地縁的・血縁的）や構成規模（人数）を追求することは困難であるし、個々人の本当の支払額も推定不可能である。たとえば4名に1/2マールが指定されていても、それが4名で均等に分担するとは限らないからである。したがって表3の読解は恣意性を免れないが、ある程度の目安を提供してくれるだろう、と言うほどの考え方で分析してみると、一見して明らかなように、最頻値は1/2マールで463件、全体の2/3に相当する。次位が1マールで132件、約1/6に相当し、この二つで全体の8割を越す。表3では記載されていた課税額にしたがって、全体を9クラス

に分けたが、最頻値の $1/2$ より少ない値は $1/3$ マール、 $1/4$ マール、 $1/6$ マールで、この 3 クラスを合計すると 77 件。逆に $1/2$ マールよりも多い 5 クラスを合計すると 198 件であるから、この表だけで判断すれば、担税グループが負担する税額の分布重心は $1/2$ よりもやや高い方向にずれ、 $1/2$ と 1 の間に位置するはずである。したがって個人であれ、グループであれ、納入を義務付けられた税額は、どこの地区でも、 $1/2$ マールか 1 マールが普通だが、既述のように、一人一人の負担額を計算してみれば、 $1/3$ マールが平均になっていると表現できよう。

地区ごとの分布変化は軽微である。スミユール市内（第 1 区）の課税額は多様で、 $1/2$ マールと 1 マールに集中せず、両方を合せても全体の $2/3$ に満たない。 $1/6$ マールや $1/3$ マールといった小額を課せられた人々もある反面、1 マール $1/2$ や 2 マールといったやや高額を課せられた人々もいる。それに対して、ノワイエ地区では市内（第 7 区）も周辺部（第 8 区）も、 $1/2$ マールか 1 マールか、何れかを課されていて、それ以外の額は見られない。アヴァロン地区（第 3 区と第 4 区）でも、課税額は $1/2$ マールか 1 マールか、何れかで、都市部と農村部との相違は見られない。フラヴィニイ周辺部（第 13 区）やアルネイ（第 14 区）は典型的な農村部であるが、 $1/2$ マールの課税額は記載データの半分程にすぎず、相対的な多様性を示す。ところが、やはり農村地帯であるポワリイ（第 15 区）はまさに平均的データを示し、 $1/2$ マールの課税が全体の 6 割に達している。このように、このオーソワ・バイイ管区に関する限り、都市住民の資産状況が多様で、農村部は変化に乏しい、といった憶測は謬見と言える。

3.2 取消と免除

帳簿の徵税記載の中には、一度記載された後に一本線で抹消された記載が相當にある。その分を取りまとめて、改めて地区別の割当状況を一覧にしたのが表 4 であるが、特徴ある傾向がはっきりと現われている。取消合計 134 名のうち、都市住民に対する取消は 3 名（スミユールに 2 名、フラヴィニイに 1 名）に過ぎない。その他はすべて周辺農村の住民を対象としている。アヴァロン周辺に 27 名、モンレアル周辺に 11 名、モンバール周辺に 45 名、アルネイ地区に 22 名、ポワリイ地区に 25 名、その他 1 名である。この取消された担税者の割当て合計額は 46 マール $1/6$ 、一人当たり $1/3$ マールになる。実は既に示した地区ごとの徵税割当額と、その総計 547 マールはこの取消分を差引いたものである。もう少し詳しく説明すると、史料は各頁ごとに割当額を合計して、下端に小さく書き込んでいる。その頁合計からその頁の取消分を差引いて頁合計を書き直し、その修正額を利用して地区ごとの合計を算出し、さらにその地区合計額を集計して徵収総額を計算している。つまり地区ごとの集計は当初割当の取消修正後に行なわれたことを意味する。アヴァロン周辺部のウイヨン Ouillon 村の担税者は 10 名であった。

金 尾 健 美

表4 取消と免除の分布および徴収状況

| | 地 区 | 割当者数 | 当初割当額 | 取消者数 | 取消額 | 差引割当者数 | 差引割当額* | 免除者数 | 免除額 | 実納税者数 | 実徴収額 |
|----|------------------|------|---------|------|--------|--------|---------|------|--------|-------|-----------|
| 1 | Semur 市内 | 120 | 70 1/2 | 2 | 1/2 | 118 | 70 | 1 | 1/2 | 117 | 69 1/2 |
| 2 | Semur 周辺部 | 202 | 90 1/12 | 1 | 3 | 201 | 87 1/12 | 101 | 42 | 100 | 45 1/12 |
| 3 | Avalon 市内 | 46 | 43 1/2 | 0 | 0 | 46 | 43 1/2 | 0 | 0 | 46 | 43 1/2 |
| 4 | Avalon 周辺部 | 213 | 50 5/12 | 27 | 4 | 186 | 46 5/12 | 32 | 11 1/2 | 154 | 34 11/12 |
| 5 | Montreal 市内 | 8 | 6 1/3 | 0 | 0 | 8 | 6 1/3 | 0 | 0 | 8 | 6 1/3 |
| 6 | Montreal 周辺部 | 53 | 27 1/6 | 11 | 5 | 42 | 22 1/6 | 7 | 5 | 35 | 17 1/6 |
| 7 | Noyers 市内 | 62 | 21 | 0 | 0 | 62 | 21 | 0 | 0 | 62 | 21 |
| 8 | Noyers 周辺部 | 11 | 3 1/2 | 0 | 0 | 11 | 3 1/2 | 0 | 0 | 11 | 3 1/2 |
| 9 | Chastelgirart 区 | 38 | 13 1/2 | 0 | 0 | 38 | 13 1/2 | 0 | 0 | 38 | 13 1/2 |
| 10 | Montbar 市内 | 61 | 34 1/4 | 0 | 0 | 61 | 34 1/4 | 0 | 0 | 61 | 34 1/4 |
| 11 | Montbar 周辺部 | 121 | 35 | 45 | 17 | 76 | 18 | 16 | 5 | 60 | 13 |
| 12 | Flavigny 市内 | 38 | 29 1/3 | 1 | 1 | 37 | 28 1/3 | 0 | 0 | 37 | 28 1/3 |
| 13 | Flavigny 周辺部 | 122 | 35 1/3 | 0 | 0 | 122 | 35 1/3 | 0 | 0 | 122 | 35 1/3 |
| 14 | Arnay 区 | 207 | 56 1/3 | 22 | 5 2/3 | 185 | 50 2/3 | 55 | 13 5/6 | 130 | 36 5/6 |
| 15 | Poilly 区 (不明) | 285 | 77 1/12 | 25 | 10 | 260 | 67 1/12 | 57 | 13 2/3 | 203 | 53 5/12 |
| | 総計 | 1587 | 593 1/3 | 134 | 46 1/6 | 1453 | 547 1/6 | 297 | 99 1/4 | 1184 | 447 11/12 |

* この列（表2の最右列の数値と同一）のみ史料の記載値（マール単位）で、他はすべて筆者の計算値。

そのうち個別に割当額を指定されたのは2名（各々1/2マール）で、他8名は2人づつを組にして、各組に1/2マールを割当てた。この4組のうち、1組は両名ともに取り消され、他3組は一方だけが取り消されている。つまり、この村の取消は合計5名になるが、徴収額は2名とも取り消された1組分の1/2マールが減少しただけだから、徴収する側から見れば、深刻ではないと言える（f.14R°）。しかしアルネイ区のペルムノワ Permenois 村は当初予定された6名の担税者すべてが取り消され、予定額は全く徴収できなかったことになる。このように取消の状況も、詳細に見ると多様で、一言ではまとめにくい。しかも明記しておくべきは、帳簿上の取消はあくまでも当初割当の全額取消であって、減額ではないという点である。たとえば当初1/2マールを割当てた者に対して、それを1/4マールに減額するといった記載はなかった（ただし注13を参照）。

このような取消の理由は詳らかでない。15の行政区、都市、集落、住民、と徴収額を割当てる、しかる後に集計したところ、管区の割当総額よりも多くなった。そこで適宜取り消して調整した、と考えるか、あるいは住民の事情に通じている三部会員の指示に従って、余力がなく支払いは無理と判断される場合には取り消したか、どちらかであろう。あるいは両方が混在しているかもしれない。前者が主たる理由であれば、史料の消失部分に記載されていたはずの

オーソワ管区全体の割当額は 550 マール程度であったということになろう。

当初割当の取消が農村部に顕著に見られるとする傾向は、史料の最終部分の未納・免除の認可状 25 通分の内容を加味すると、さらに明確になる。記載構成で説明したように、何らかの理由で筆写を中断して、本史料作成をそのまま放置した、という可能性もないではない。そのように仮定すれば、あるいは筆写の終っていない認可状も残っていたかもしれないが、ともかく現況を分析してみよう。25 通に列挙された免除者数は合計 297 名に上るが、そのうち 28 名（つまり 1 割弱）は特定できなかった。本文の消失した部分に記載されていたのかも知れない¹²。残る 269 名はすべて本文の収入の部で確認できた。スミユール周辺に 101 名、アヴァロン周辺 32 名、モンバール周辺 16 名、アルネイに 55 名、そしてポワリイが 57 名である。残る 1 名はスミユール市内であった¹³。アルネイとポワリイは取消分と合せると、いずれも 80 名前後となり、アヴァロン周辺も 60 名に近い人数になる。つまりこれら 3 農村区では当初の担税予定者数の 1/3 程に相当する。オーソワ全体では取消抹消分を合せると 400 名を超えるから、当初予定者数の 1/4 をやや上回るほどになる。

免除された課税割当額はスミユール周辺の免除分が計 42 マール、アヴァロン周辺が 11 マール半、アルネイが 14 マール弱、ポワリイが 13 マール超、その他を合せると、判明した 269 名分で 91 マールを超え、特定できなかった 28 名分も加えると、合計して 99 マールとなる。スミユール周辺部の場合、当初予定額が 87 マールであるから、半額が免除されたことになるし、アヴァロン周辺、アルネイ、ポワリイでは、いずれも予定額の 1/4 程が免除された計算になる。全体としては取消分差引後の 547 マールのうちの 99 マール、つまり 1/5 弱の免除を認めたことになるが、見方を変えれば、この奇妙な臨時課税が、反乱もなく、当初予定額の 8 割以上徴収できたのである。

免除の認可状の文言を見る限り、その理由は正当である。一例をあげれば、未納者の名と割り当て額を列挙した後、「以上、全員がトワジイ・ド・モルキュイユ Thoisy de Morcueil よびシャンスルーズ Chancerouse の領主たる騎士フィリップ・ド・テラン Phelippe de Teurant 殿の配下の者であり、いずれも上記 1421 年には（ブルゴーニュ）公殿下の陣中にあって不在であったため、当該銀マールは一切支払っていない」(f.53R°) と述べて、未納・免除を認めている。他の認可状もほぼ同様の文面で、従軍を未納・免除の理由としている。身分制議会の同意を必要とする御用金とは、そもそもは軍役代納金の考え方を援用して、課税対象を拡大したものと理解されるから、実際に従軍したのであれば、納税免除は当然と言えよう。ただし、この場合に限って言えば、戦争準備を理由とした課税ではなく、新貨製造を目的とする課税であったのだから、それを免除するために従軍を理由とするのは、やや筋が違うように思える。

金 尾 健 美

ここまで割当額、実徴収額、免除額そして最終合計額、すべてを銀マール単位で考察してきた。もちろん史料の記載に従ってのことである。地区ごとの合計額はマールで計算され、そのまま記録されているが、最終的に管区の総割当額を記載する段になると、実は合計のマール数をエキュに換算しているのである。換算比は冒頭に明記されている 1 マール = 6 エキュである (f.44R°)。第 53 葉以下に記載される未納・免除分も当然マールで計算するわけだが、その合計額をエキュに換算してから決算修正に使用している。帳簿の前文、委任状、いずれにもそのような換算をするようにとの指示は見当たらない。わざわざ面倒な計算を行なってエキュ表記をする以上、何か意味があるはずだが、不可解と言うしかない。

3.3 銀徴収の実際（考察 1）

さて、分数マール課税割当額の意味をもう少し考えておこう。税収人ジャコ・エピアールは実際にはどのような「銀」を徴収したのだろうか。

同年（1421 年）パリで実施された銀供出の記録を分析したジャン・ファヴィエ Jean Favier によれば、納税には 6 通りのタイプがあったという¹⁴。1) 古い刻印があり、含有量が 11 ドニエ deniers 2 グラン grains の銀貨で支払い。2) 新しい刻印のある銀貨（含有量 11 ドニエ 9 グラン）で支払うか、刻印のある銀食器類を供出する。これは高額納税者に多い。3) 純銀塊 billon を利用する。4) 刻印のない銀端切 fretin で支払い。両者を比べれば、銀塊 9 に対して、銀端切 10 の比で、端切を支払手段とする者がやや多いが、これは 2 オンス onces (1/4 マール marc) とか 4 オンス (1/2 マール) といった小額納税者がよく利用する支払手段であった。5) 現金（銀貨以外の銭）払いで、換算率は銀 1 マールあたり 100 スー・パリジ sous paris とされた。6) 指定のない銀貨での支払いである。パリでは 1332 名の市民から 2 度にわたって銀が徴収され（表 5）、総額 1074 マールの

負担を割当てた。未納・免除分 186 マールを差引くと、実際の徴収総額は 888 マールである。いずれの回も最頻割当額は 1/4 マールで、初回が 545 名（構成比 41%）、第 2 回が 674 名（同 51%）であった。次位が 1/2 マールであり、それぞれ 363 名（同 27%）と 347 名（同 26%）。第 3 位が 1 マールで、229 名（同 17%）と 167 名（同 13%）であった。

表 5 パリの課税者数

| 課税額 | 第 1 回（人） | 第 2 回（人） |
|-----|----------|----------|
| >=3 | 98 | 67 |
| 2 | 97 | 53 |
| 1 | 229 | 167 |
| 1/2 | 363 | 347 |
| 1/4 | 545 | 674 |
| 1/8 | | 24 |
| 合 計 | 1,332 | 1,332 |

課税額単位：marcs

Favier 前掲書 p.54 から訂正・修正を加えて利用。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (4)

これらを合計すると、初回の支払が1マール以下であった者は1137名（同85%）であり、第2回めはさらに1オンス（1/8マール）を支払った者24名を加えると1212名（同91%）となる。

支払手段別では（表6）、初回は計415マール（端数切捨て）のうち、刻印のある銀貨は新旧あわせても48マールにすぎないが、塊は95マール、端切85マール、100s/m相当の銭96マール、指定なき銀貨90マールであった。つまり刻印のある銀貨で支払う場合だけが少ないが、それ以外の支払手段には顕著な相違は見られない。第2回は計658マールのうち、旧刻印が63マール、新刻印が91、塊120、端切100、銭70、そして指定外212マールであったから、指定なき雑多な貨幣で支払う場合が圧倒的に多いと言える。2回分を合計すると、指定なき銀貨を利用したケースが302マールで全体の1/4強。端切や塊で支払うケースが合せて400マ

表6 パリの銀徵収の実際（単位：marc、分数は1桁に揃えた）

| 第1回徵収 | 旧刻印 | 新刻印 | 塊 | 端切れ | 銭 | 指定外 貨幣 | 合計 |
|----------|-----|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 徵収予定額 | 10 | 38 1/4 | 95 3/8 | 85 1/4 | 96 3/5 | 90 2/5 | 415 7/8 |
| 免除 | | | | | | 58 | 58 |
| 未納 | | | | | | 32 2/5 | 32 2/5 |
| 徵収官の日当 | | | 17 | | | | 17 |
| 雜支出 | | | 2 2/5 | | | | 2 2/5 |
| 造幣所へ納付 | | 38 1/2 | 173 | 88 1/2 | 11 | | 311 |
| 合計 | 0 | 38 1/2 | 192 2/5 | 88 1/2 | 11 | 90 2/5 | 420 4/5 |
| 徵収官の預り残高 | 10 | -1/4 | -97 | -3 1/4 | 85 3/5 | 0 | -5* |

* 正確には -4 marcs 7 onces 8 sterlins. (1 marc = 8 onces, 1 once = 20 sterlins)

| 第2回徵収 | 旧刻印 | 新刻印 | 塊 | 端切れ | 銭 | 指定外 貨幣 | 合計 |
|----------|--------|--------|---------|---------|--------|-----------|---------|
| 徵収予定額 | 63 1/2 | 91 4/7 | 120 1/4 | 100 3/4 | 70 | 212 1/2 | 658 4/7 |
| 免除 | | | | | | 95 1/4 | 95 1/4 |
| 猶予 | | | | | | 110 3/4 | 110 3/4 |
| 未納 | | | | | | 6 1/2 | 6 1/2 |
| 徵収官の日当 | 3 2/5 | 3 2/5 | 3 2/5 | 3 2/5 | 3 2/5 | | 17 |
| 雜支出 | | | | | 4 1/2 | | 4 1/2 |
| 造幣所へ納付 | 57 1/4 | 86 3/8 | 167 1/6 | 91 1/2 | 21 | | 423 2/7 |
| 合計 | 60 2/3 | 89 7/9 | 170 4/7 | 95 | 28 7/8 | 212 1/2 | 657 1/4 |
| 徵収官の預り残高 | 2 6/7 | 1 4/5 | -50 1/3 | 5 6/7 | 41 1/8 | 0 | 1 2/7* |

* 正確には 1 marc 2 onces 7 sterlins.

Favier 前掲書 p.58 から、訂正・修正を加えて利用。

金 尾 健 美

ル、つまり総額 1074 マールの 1/3 強。それに対して刻印のある指定銀貨で支払ったケースは、2 回分を合計しても 202 マール、つまり徴収総額の 1/5 に達していない。要するに多くの担税者、特に 1 マールに満たない額を割当てられた小額担税者、は銀の端切れか、雑多な貨幣で割当額を支払ったと言えよう。なおパリの場合は、マール - オンス単位のままで記録され、それをエキュに換算することはしていない。

この分析結果はオーソワ管区の徴収状況を理解する上で貴重な情報を与えてくれよう。既に様々な分析を重ねてきたように、課税対象者総数も、課税割当分布も、徴収総額も、よく似ているからである。われわれが分析対象としたオーソワ管区の場合も、史料の文言としては現存していないが、パリ同様に具体的徴収手段を取り決めてあったと想像される。つまり銀の供出というと、什器や燭台、装身具など、雑多な銀製品を供出させ、それを徴税人が眉毛一つ動かさずに淡々とその重量と純度を計測して換算し、記載していく、といった情景を思い浮かべかねないが、現実はずっと散文的かつ事務的であったと思われる。仮に実際にそのような面倒な徴収作業を行なったとすれば、割当額どおりにきちんとした分数マールになるはずもなく、相当地端数がある煩瑣な記載にならうし、また 2 ヶ月間で 1500 人を超える納税者（つまり 1 日あたり 25 名）に対応できたかどうか、という疑問も生じよう。おそらく前文の例外規定「銀を所持していない場合」の対応、つまりマールへの換算が容易な貨幣、特にグロ Gros やドニエ Deniers のようなありふれた銀貨、を徴収したものと推測される。

簡単な計算をしてみよう。帳簿の前文では、銀 1 マールは 54 旧フランであったが、それを $6\frac{3}{4}$ 新フランに変更すると定めていた。さらにグロ銀貨 1 枚は旧フランなら 20 ドニエであったが、それを新フランでは 5 ドニエに変更すると規定されていた。すると銀 1 マールは旧フランではグロ 648 枚、新フランなら 324 枚となる。この比率は法定流通価値、つまりグロを貨幣として使用する場合の公定レートである。しかし、今、銀の代替として銀貨を供出させるのだから、貨幣としての価値ではなく、銀製品としての価値を考慮しなければならない。1419 年夏から秋にかけて実際に製造されたグロ Gros 銀貨は純度 3 ドニエ 1/3、分割数 80 であった。すると王銀 1 マール = $80 \times 3/10 \times 12 = 288$ 枚。純銀ならば、さらに $\times 24/23$ で 300 1/2 枚となる。このマール 300 枚が交換率として妥当と言えるはずである。1 マールを 100 スー・パリジとしたパリの指定交換率は何通かの通達に明記されているが、そのうち最も早い日付は 1421 年 3 月 11 日である¹⁵。この時点での指定を旧フランと考えて換算すれば、1 マールは $100 \times 5/4 \times 12 \times 1/20 = 75$ 枚となり、あり得ない。グロを 5 ドニエとした新フランなら $100 \times 5/4 \times 12 \times 1/5 = 300$ 枚となるから、当然、この新フランで率を指定したと理解される。実際、純銀 1 マール = グロ 300 枚と定めるなら、内在価値は計算上 300 1/2 枚だから、支払う側に少

しだけ得になり、多少は不平不満も静まろう。つまり銀1/2マールとはグロ150枚、銀1/3マールはグロ100枚、銀1/6マールはグロ50枚と考えれば、徵収する側、される側、どちらから見ても面倒はなくなる。

貨幣価値の切り替え時点での臨時課税は、その負担の軽重の判断が難しい。そのことも、また一つの狙いだったのかもしれないが、残る問題は、課税割当額の妥当性である。確かに住民はこのような割当額を支払ったし、それが可能なほどの銀貨や銭を所持していたわけである。それはどれほどの負担だったのだろうか。

ジャコ・エピアールが管理する通常会計には、固定地代として収納した穀物を換金した場合の単価すなわち買い取り価格をトゥルノワ tournois 貨で記載している。1420年¹⁶と1421年の記録¹⁷では、いずれもフロモン麦は1ステイエ setierあたり100スー、セーグル麦は60スー、燕麦は40スーで、鶏は1羽20ドニエとしている。新フランとなった1422年¹⁸は順にフロモンが30スー、セーグル20スー、燕麦13スー4ドニエ、鶏10ドニエである。翌23年¹⁹は燕麦が12スー4ドニエとやや値下がりしたが、それ以外は同値であった。新フランの内在価値は旧フランの8倍であるから、デノミだけならフロモン12.5(=100/8)スー、セーグル7.5(=60/8)スー、燕麦5(=40/8)スー、鶏2.5(=20/8)ドニエとなるはずである。つまり1422年に穀物価格は3倍近く、鶏の価格は4倍になったことを意味する。作柄が不明なので短慮は慎みたいが、この価格上昇には人為を感じる。さて1ステイエ(=12ボワッソー boisseaux)を156リットルとする²⁰。それだけのフロモン麦が1421年の旧フラン価格ならグロ60枚、1422年の新フラン価格ならグロ72枚の計算になる。したがって旧フランで考えれば、先の課税割当の最頻値1/2マール(=27£t)は21年価格でフロモン麦5.4ステイエ(=842.4リットル litres)に、新フラン(1/2 marc=33/8£t)では、22年価格で2.25ステイエ(=351リットル)に相当する。新フランで換算すれば、納税者にとっては随分と有利であるよう感じられるが、それでも相当の額である。現代の小麦の比重は1.25から1.45とされる²¹。これを利用すると、351リットルの小麦はおよそ438kgから509kgとなる。品種改良の進んだ現代に比べれば、15世紀の小麦はもう少し軽いだろう。それでも400キロを超える小麦とは平凡な農民世帯の1年分の消費量に相当すると思われる。このオーソワ管区の住民はそれを支払うことができたのである。

4.1 支出

官僚の日当支払は一般的である。会計官ならびに諮詢官ジャン・ボノ Jehan Bonot に90フラン francs、管区代訴人ジラール・ヴィヨン Girart Vion に33フラン、管区バイイ代理ギヨ・

金 尾 健 美

ブランダン Guiot Brandin に 39 フラン, 管区代訴人パンソ・ポワルネイ Pinsot Poilleney に 36 フラン, 計 200 新フラン, 判読不能の者 (おそらく管区税収人ジャコ・エピアール Jacquot Espiard) に 111 新リーヴル, といった程度であり, 金額としては一般的で, 格別留意すべき点はない。ここで日当を受領し, 記録された者たちは, すべて史料の前文で徵稅実務を委任されたことが明記されている者たちであり, 不審な点は些かもない。

現金渡しは二人の役職者に対して行なわれている。一人はブルゴーニュ領邦勘定官のジャン・フレニヨ Jehan Fraignot であり, 彼に 956 旧フラン強。他一人は借入総勘定官のジャン・ド・グレイ Jehan de Gray で, 彼に 7199 旧フラン, 85 新フラン, 旧エキュ escu 金貨を 508 枚, 新エキュ金貨を 109 枚, さらにフラン Franc, ムトン Mouton, ノーブル Noble など金貨を若干引き渡しているが, 銀は 5 マール 6 オンスのみである。

それ以外では出張・連絡に関わる支出が 17 件で計 17 旧リーヴル強。銀徵収に立ち会ったジャン・ラ・ヴ Jehan la Veuhe なる代訴人に 10 旧フラン, 書簡を作成した書記ジャン・ミジエ Jehan Miget に 10 旧フラン。加えて当該会計記録作成のための獸皮購入 6 新フランなどを含む雑多な支払が 17 新フランである。

以上を合計すると (端数切捨て), 431 新フラン, 8175 旧フラン, 銀 5 マール 6 オンス, 旧エキュ 508 枚, 新エキュ 109 枚, その他 5 種の金貨を合せて数十枚となる。

4.2 記録の原理（考察 2）

この記載内容は違和感を抱かせる。この特別会計は銀の直接徵収を記録するものではなかつたのか。既述のように, 徵収されたほとんどの「銀」が上級職のジャン・ド・グレイに引き渡された。これは委任状が命じた方法とは違っている。繰り返しになるが, 委任状では, 4 名の委任官僚 (のうち少なくとも 1 名) と三部会員の立会いの下, 納税者自身が指定された造幣所に直接出向いて納付することになっていた。しかし史料を読む限り, そのように実施されたとは思えない。税収役ジャコ・エピアールが, あるいは彼の上司に相当するジャン・ド・グレイが, 納税者に代わって「銀」を取りまとめて代理納付する, ということはありうるだろう。国王貨幣と同様・同等の貨幣を製造するのだから, ディジョン, シャーロン, マーコンの 3 造幣所のいずれかに納付したはずである²²。このうちオーソワ管区から最短距離にあるのはディジョンである。この推測が正しければ, ディジョン造幣所長の記録²³に痕跡があるはずだが, 確認できなかった。

支払の費目自体に不都合な点はない。繰り返すが, 実務に携わった者たちの日当を始めとする必要経費と, 通信連絡費, そして上級勘定官への引渡し, が記録されたすべてであり, そ

の額も妥当と言える。日当や通信連絡の費用をマール単位ではなく、一般的な franc-gros 系か Livre-sol-denier 系の計算貨幣を使用して記載することはありうるだろう。記載方法そのものは重要な論点ではない。上級勘定官（この場合はジャン・ド・グレイ）への引渡し記事の中に、1箇所だけであるが (f.47R°)，マール単位の記載がある以上、 Franc やリーヴルで勘定された金額は雑多な貨幣の集計額であったと理解すべきであろう。この点は、パリの記録に倣って推測した徵収方法、つまり大半は雑多な銀貨で徵収されただろうとする推測が正しいことを示している。銀の塊や切れ端での支払いが少ない点がパリとの違いであろう。ところで数百枚の金貨はどこから現われたのか。収入の部はすべて銀マール単位で記載されていて、それだけでは銀塊か銀貨かいずれであるかは不明だが、ともかく金貨を徵収した記録はなかった。本稿の冒頭で説明したとおり、製本過程で混乱が生じた痕跡はないから、金貨の徵収を記録した葉の散逸を想定するのは無理である。仮に金貨を徵収した記録が紛れ込んでいたとすれば、それを一度銀マールに換算して記載し、最後にエキュに再換算したことになり、何とも不可解である。

可能な解釈が幾つもあるわけではない。「収入の部」はあくまでも課税割当額ないし徵収予定額を記載したものであり、実際の税徵収の記録ではない、と考えることができる。だからこそ巻末に未納・免除による差引分をまとめ、決算を修正したと理解される。したがって税収人ジャコ・エピアールは別に徵税メモを作成しただろうが、それを自ら廃棄したのか、紛失したのか、いずれであるかはともかく、彼はそのメモを淨書し、公表する必要を認めなかつたし、会計院の監査でも、その点が問題になることはなかつたという推測である。つまり眼前にある記録は、課税割当の詳細を記した部分とその修正部分、徵収総額の使途を詳細にした部分と、二つの部分からなっていて、言わばその「中間」に存在すべき徵収の実際を記録した部分は省略されているのだと理解される。

さらに付け加えれば、支出の部も収入の部と同様に決算はエキュ単位で記載されている。新旧2種の計算貨幣をマールに換算するのではなく、エキュ金貨に換算し、他の金貨もやはりエキュに換算して合算している。会計基準などなかつたのだから、計算のやり方は自由だと言ってしまえば、それまでだが、この会計は銀徵収を目的として、収入の部は銀マール単位で計上したのだから、それをわざわざ金エキュに換算した帳簿作成者の心理が判然としない。彼はそれが合理的で明快だと考えたのだろうが、その思考のプロセスを辿ることは困難を極める。強いて推測すれば、この一連の業務では銀と銀製品（銀貨）は徵収対象であるから、それを計測するのに銀を尺度として使用することは、たとえて言えば、伸び縮みするゴム紐の長さをゴムの物差しで計るに等しい。したがって算定基準として使用し得るものは銀以外のもので、銀よりも変動が小さく、つまり測定誤差が小さなものに限るが、そのようなものは金以外にあり得

ない。そこで最終結果は金で計測した「絶対に正確な」値を表記する、という考え方であろうか。現代人から見れば、奇妙な強迫観念としか言いようがないが。

5. おわりに

「銀」の徵収記録に様々な問題があることを指摘してきたが、本稿を終えるにあたって、少し視点を変えて、財務管理の中枢にあった会計院が、課税割当、徵収、引渡、未納・免除の申請・認可、記録、最終処理という一連の業務をどのように見ていたのか推測してみたい。今、新貨製造のために銀を徵収するという本来の目的をカッコに入れてしまえば、本史料は臨時課税の記録と言うに尽きる。実際、残額の最終処理をみると、そのような位置付けがなされていると思われる。収入総額 3283 エキュ (f.44R°) から支出総額 2015 エキュ (f.52V°) を差引いた残額は 1267 エキュ (f.52V°)，さらに未納・免除分を差引いて換算した 742 リーヴル・トゥルノワ（端数切捨て）が徵税人の預り残高、つまりいすれば引き渡すべき負債 *débit* である (f.57V°)。この残高に含まれない未納・免除 14 マール相当の 78 リーヴル (f.59R°) は徵税人が支払いを要求しうる信用（貸付）残高 *crédit* である。既述のように、さらに 6 マール相当の信用 (f.60R°) があるが、それは放置されている。さて、帳簿の記載どおり、預り残 742 リーヴルと信用残 78 リーヴルは 1426 年のオーソワ通常会計に持ち越され、担当者ジャコ・エピアールの扱った金銭の一部分として、他の多くの会計とともに、彼の収支決算報告 *état* の中に組み込まれ、処理されている²⁴。会計院が監査の際にこの会計処理に異を唱えた形跡はない。つまり会計処理上、1421 年の銀徵収臨時会計に格別の位置付けを与えていた訳ではない。ある管区付き税収人が担当した様々な税収のひとつにすぎないのである。

このような観点に立つと、あの奇妙な金エキュ表記は独特ではあるが、マールからリーヴルへの換算過程にすぎないと見ることもできる。銀徵収記録とはいえ、その会計残高を当該税収人の業務全体の中に繰り込み、処理するためには、当然、勘定法の共通化が必要となるからである。それならば、この残高処理は当該銀徵収が当初の目的を達成したことを意味するのだろうか。それとも臨時徵収自体が重要な関心事となり、本来の目的は二の次、三の次になったことを示唆しているのだろうか。

そこで、当該課税業務のもう一つの位置付け、すなわち 1420 年代初頭の通貨政策の中での位置付け、を考えなければならない。素材としての銀を確保することと、古い内在価値が異なる銀貨を回収することと、この場合は等価であるが、古銭の回収と新銀貨の発行と、政策としてはどちらに力点を置くのか。もちろん古銭回収と新貨放出が流通の中で滑らかに、途切れる

ことなく実現されれば申し分ないのだろうが、移行期間、短期的に通貨が不足気味になることを選ぶか、過剰気味になることを選ぶか、つまり古銭回収と新貨放出とどちらを強く促進するのか。あるいは何れも否とし、貨幣の需給バランスが何れの方向にも揺れないように配慮するのか。こうしたことをあらかじめ決定しておかなければならぬだろうが、その判断基準は強いブルゴーニュ貨幣を目指す場合、どのような方針が有利か、という考え方であろう。このように考えた場合、銀微収政策が字義どおりに新貨発行のための素材確保にあるのか、それとも古銭回収にあるのか、自ずと理解されると思われる。

しかしあまりに人為的、あまりに頻繁な貨幣操作は一般庶民だけでなく、統治者自身までも混乱に陥れる。実際1426年の貨幣操作のために、ブルゴーニュ領邦勘定官ジャン・フレニヨは1433年になって訴追された。多額の未納金と未払金の処理が不適切で、それがために統治者に不利益をもたらした、と言うのである。その訴訟記録（ADCO B1631）を分析して、貨幣を操作する人々の思考と、それを法と正義の名のもとに断罪する人々の思考とを追跡すること、これを次なる課題としたい。

6. 史料紹介

以下に紹介するテキストは本稿で扱った史料（ADCO B2788）の冒頭部分（f.1R°）と、その直後に筆写された委任状（ff.1V° - 3R°）である。テキスト校訂上の原則は以下の通りとする。

- 1) 句読点は、校訂者の責任において、適宜これを付した。
- 2) オリジナル・テキストは、既述のように各葉の頭部2～3行分が完全に失われ、また褐色化により判読困難な箇所も多い。不確定でも一応判読した場合はイタリックで示したが、全く判読できなかった場合はその部分を破線で示した。／は改行を示す。
- 3) 大文字、小文字の用法は現行のそれに従い、固有名詞と文頭の語は大文字ではじめた。
- 4) テキストの綴りは現行のそれと異なる場合でも、また同一テキスト内に同一語の異体がある場合でも、それぞれを尊重したが、綴り字のiとjの区別、uとvの区別は現行のそれに従った。省略形は校訂者の責任において、すべて元の標準的な形に展開したが、多用される&はそのままとした。
- 5) テキストの母音字省略éisionは、それと分かるようにアポストロフを付した。また-er動詞とêtreの過去分詞活用語尾に限ってアクサン・テギュを付し、それ以外の場合はアクサンを付さなかった。
- 6) ローマ数字で表記された年月日や諸々の数値は、そのすべてを校訂者の責任において、現

行の算用数字に改めた。

- 7) 内容に関わる説明注は訳文に付した。
- 8) 試訳は逐語訳ではない。上記 2) に明記した判読不能箇所を推測し、意訳した部分がある。
訳文中で、原文に対応する語句がなく、訳者が補足した語句は（ ）で括った。

6. 1 テキスト

ADCO B2788 Compte de Jacot Espiart

(f.1R°) ----- ~~en ses monnoye de Bourgogne~~ [entre les lignes rayées ; es mois d'octobre et de novembre 1421 pour faire monnoye] lesquelx marcs ont estéz requiert par maistre Jehan Bonost conseillier & maistre des comptes de mondit seigneur, maistre Girart Vyon procureur de mondit seigneur ou bailliaige de Dijon, Guiot Brandin lieutenant du bailli d'Auxois et Poinsot Peylleneuy procureur d'icellui seigneur oudit bailliaige d'Auxois ad ce commis par madicte dame ; lesquelx commis ont bailliz audit receveur les menues parties desdiz empruns a eux accordéz ou par eux imposéz aux villes et personnes declairéz esdites parties lesquelles ont esté levées et receus par ledit receveur en la maniere cy apres escripte et s'ensuit cy apres la puissance dudit receveur au quel a esté ordonné que des personnes qu'ilz n'avoient argent blanc y prent pour chacun marc 6 escu d'or et pour chacun escu d'or 9 francs feible monnoie qui est pour marc d'argent 6 £ 15 st nouvelle monnoie.

Et premierement s'ensuit la teneur des lettres de la comission de madite dame du povoir sur ce donne a ses diz commis et audit receveur contenant la forme qui s'ensuit ;

(f.1V°) ----- le gouvernement en l'abscence / ----- filz Phelippe duc conte et seigneur des pais / ---- dessus dit, a nos chers et bien amés les gens des comptes de notre dit filz a Dijon ou l'un d'eulx, le bailli d'Auxois, maistre Girart Vion, procureur d'icellui notre filz ou bailliaige de Dijon, Guiot Brandin & Poinsot Poilleneuy, procureur de notre dit filz ou bailliaige d'Auxois, salut.

Comme en ensuivant les bons plaisir, voulentes, mandement et ordonnance de mon seigneur le roy par lui darriennement et nagaires fais sur le fait de ses monnoies par l'advis & conseil de pluseurs de son sang & lignaige, de ceulx de son grant conseil a Paris, et en la presence de gens des trois estas de son royaume, ses bons sugiez & obeissans, pour pourveoir au bien de la chose publique de lui & de ses subgiez et au reboutement de ses ennemis & adversaires, il ait ordonné estre mise sus et forgée en son dit royaume bonne et forte monnoie d'or et d'argent

et ramenées les monnoyes presentes lesquelles depuis certain temps en ca ont eu cours en son dit royaume acertain et compenant cours et valeur prouffitable a lui & a ses diz subgiez jusques ad ce que, par l'ayde desdiz des trois estas qui pour ce lui ont accordé de faire baillier et souffrir sur eux et tous aultres ayans puissance et faculte de le faire, soit levé et cuilly certain nombre & quantite de marc d'argent pour faire et forger ladite bonne et forte monnoie, nous pour ceste mesme cause avons mandé fait venir et assembler devers nous en ceste ville d'Auxonne les gens des trois estas desdiz duchie et / (f.2R°) ----- pour & ou non de *notredit filz* ---- / pour relever eux & tout le peuple desdiz pais ----- / et incoveniens qu'ilz ont eus & supporté depuis *certain temps* / en ca, pour occasion des monnoye d'or & d'argent qui es *duche* / & conte de Bourgogne, ont esté forgées & eu cours de samblable *pois* / & aloy et en telles valeur que celles de mon seigneur le roy et icelles *monnoie* / d'or & d'argent mises et ramenées en leur presence, eux & *vous*, cy apres declairés ; c'est assavoir l'escu d'or qui avoit cours pour neuf frans et plus a trente soulz tournois ; le mouton d'or qui avoit cours pour six frans a vint soulz tournois ; le gros de vint *deniers* tournois a cinq deniers tournois ; et le petit blanc de cinq deniers tournois a ung denier parisis ; et la monnoie noire qui avoit cours esdits duchie & conte de Bourgogne et de Charolois pour deux deniers tournois a une maille tournois, samblablement que mondit seigneur la fait & ordonné en son dit royaume ; et l'autre monnoie noire appellée engroignes qui oudit conte de Bourgogne et es terre de notredit filz oultre la Soone avoit cours pour la tierce partie d'un petit blanc, avons remise a une maille estevenant.

Seulement parmi ce que lesdiz des trois estas dedit pais de Bourgogne & de Charolois ad ce present nous ont libralement octroyé & accordé & de prester & finer & faire baillier deliverer aux gens de notre dit filz ad ce ordonnés & commis de par nous pour & ou non de lui, tel nombre & quantite de marc d'argent que ung chacun d'eux pourra soubstenir bonnement & faire selon son estat & faculte, et tant & si avant que par le moien de nos commissaires que envoierons par devers eux pour ceste cause, nous & notre dit filz en devrons estre bien contans pour d'iceulx mars d'argent faire & forger la dicte bonne et forte monnoie ainsi & par la maniere que mondit seigneur la fait ou fera faire. Et pource que ceste matiere, pour l'augumentacion du bien publice desdiz pais de Bourgogne & de Charolois & pour avoir bon & raisonnable pris de tous vivres danrees & aultres marchandises quelconques, requiert grant serelite tant que plus ne pourroit, est expediant & neccessaire de tantost vaquer & entendre oudit fait & envoier nos commissaires devers lesdites gens desdis trois estas tant es bonnes villes

金 尾 健 美

comme es plat / (f.2V°) (*la première ligne illisible*) ---- / ---- presentes & a ung chacun de vous & en / ---- est que vous les quatre ou vous les trois de / ---- avec vous selon vous samble des officiers de notre / --- filz et aultre sur les lieux ou vous ires en tel nombre que / -- expediant vous semblera tantost & incontinent / *estre* veues toutes excusacions cessans et arrieres mises / *et* sur tant que vous doubtes incurir l'indignacion de nous et de notre dit filz, vous transportes en toutes les bonnes villes & aultes lieux dudit bailliaige d'Auxois & appartenant d'icellui tel que bon vous samblera & que besoing sera selon votre avis et discreccions. Et en iceulx lieux faites venir devers vous les habitans & demourans en icellui bailliaige de quelque estat qu'ilz soient aiens puissance et faculte de contribuer ad ce que dit est en tel nombre que mestier sera et sur iceulx leves et faites venir ens et par toutes les meilleures manieres que faire se pourra lesdis mars d'argent pour lez mettre en depost par bon et loial inventoire en la plus prochainne monnoie d'icellui notre dit filz et iceulx convertir & emploier en la dite bonne et forte monnoie & non ailleurs. Ainsi que advisé a esté et conclud en la presence des diz trois estas pour les causes dessus dites, en faisant de par nous & notre dit filz a ceulx qu'il appartiendra les remonstrances & communicacions dessus dites et leur requerant lesdis mars d'argent selon leur estat et faculte comme dit est cy dessus ; lesquelx mars d'argent nous voulons estre levés cuillis et receus oudit bailliaige d'Auxois par notre chier et bien amé Jacot Espiart ; lequel ad ce faire nous avons commis & commettons par ses mesmes presantes qui en sera tenu de baillier sa lettre de recepte a tous qui bailleront iceulx mars d'argent pour leur seurte & leur recourer ou temps advenir sur notre dit filz comme raison est. En faisant en oultre sur les choses dessus / (f.3R°) --- et telle --- que ----- / et de bonne diligence de votre coste ladite bonne ---- / puisse estre delaiée ou empeschée au remaige de----- / de ce faire & les appartenant vous avons donné & denbons *par ces* / presentes & audit Jacot de levee cuillette & reception desdis *marcs d'argent* / povoir, auctorite & mandement espacial. Mandons & commandons *a tous* / les justiciers, officiers & subgiez de nous & de notre dit filz que a vous, nos dessus dis comissaires & receveur, en faisant les choses dessus dites & les deppendences d'icelles, obeissent & entendent diligement et vous baillent conseil, confort & aide, se mestier en avez & requis en sont. Donné a Auxonne le 18° jour d'aoust l'an de grace 1421. Ainsi signé par madame la duchesse en son conseil ouquel les seigneur de Saint George de Commarrien, le bailli de Dijon, maistre Guy Gelinier, Jehan Chousat, maistre Guillaume Courtot, Jean de Noident & pluseurs autres estoient. G le Bois.

6.2 試証

ジャコ・エピアールの会計（ADCO B2788）

(f.1R°) … 1421年10月および11月に上記マールが、本件に関して公妃殿下により委任された殿下の会計官ジャン・ボノ、在ディジョン・バイイ管区代訴人ジラール・ヴィヨン、オーソワ・バイイ代理ギヨ・ブランダン、在オーソワ・バイイ管区代訴人ポワンソ・ペルネイによって徵収された。当該委任官らは借上げ明細を上記の徵稅役に渡したが、その記載内容は都市と住民の同意を得たものであり、その明細に基づいて上記徵稅役は以下に詳述するように徵収・受領した。また住民が白銀を所持しない場合は、当該徵収役が1マールを金6エキュ、1エキュを9旧フラン、1銀マールを6新リーヴル15ソル²⁵として徵収する権限（を賦与されているが、それ）については後述する。

まず本件に関する母后の委任者と徵稅役に下された委任状の文面を掲げる。

(f.1V°) ……（ブルゴーニュ）公、…伯、…領主たる（わが親愛なる）息子殿フィリップ不在中の統治権者として……、わが親愛なるディジョン会計院の面々に、オーソワのバイイに、またディジョン管区のわが息子殿の代訴人たるジラール・ヴィヨンに、ギヨ・ブランダンに、およびオーソワ管区のわが息子殿の代訴人ポワンソ・ペルネイに祝福を。

先頃、王族方とパリ大諮詢会が国王陛下の貨幣に関して意見と勧告を奏上したところ、善良かつ忠実な僕たる王国三部会員を前にして、陛下ご自身がその御意志を明かにされ、その御要求を下された。すなわち、陛下を始め、臣下一同の公共の利益を鑑み、また陛下の敵と反対者を駆逐するために、まず王国内にて良質かつ強力な金貨・銀貨を製造すること。また現行貨幣は王国内では陛下および臣下一同が利を生むには適した価額で流通してきたが、その価額を往古に復すべしと勅許され、三部会員と然るべき（支払い）能力を有する者との援助供与の同意を求められた。すると三部会員は自ら、また然るべき者なら、誰であっても（そのような援助供与に）耐えられましょう、と陛下に同意申し上げたので、良質かつ強力な貨幣を製造するため、（各人から）何がしかの銀マールを徵収する運びとなった。さて、この決定を受けて、我らもまた同一の理由から、（わが息子殿）のために、また息子殿の名においてブルゴーニュ公領三部会員をオーソースに召集し(f.2R°)、彼らと汝らが參集する場において、国王陛下の金貨・銀貨と同サイズ、同純度、同価値の貨幣をブルゴーニュ公領・伯領にて製造し、現行の金貨・銀貨を往古の価額に引き戻すこと。またこの機会に、当地方の三部会員ならびに住民が（以前から）耐えてきた不都合を一掃すること（を言明する）。その現行通貨の価額引き

金 尾 健 美

戻しは以下に明示するとおりである。すなわち9フランないしそれ以上とされたエキュ金貨は30スー・トゥルノワに。6フランのムトン金貨は20スー・トゥルノワに。グロ銀貨は20ドニエ・トゥルノワから5ドニエ・トゥルノワに。小プラン銀貨は5ドニエ・トゥルノワから1ドニエ・パリジに改める。またブルゴーニュ公領・伯領ならびにシャロレ伯領で流通するノワール銭は、陛下が王国内にて断行したと同様に、2ドニエ・トゥルノワから半ドニエ・トゥルノワとする。ブルゴーニュ伯領およびソーヌ河以東のわが息子殿の領土で、小プラン銀貨の3分の1として流通しているアングローニュは半ドニエ・エステヴナンとする²⁷。

本件に関して、われらに、つまりわが息子殿と息子殿の名に於てわれらが下命委任した配下の者に、ブルゴーニュとシャロレの三部会員自らが提供し、あるいは貸与ないし引渡しに合意、もしくは供出・引渡を強いられることに合意した事々の中でも、就中、各人がその地位と能力に応じて負担すると約束した銀を大量かつ迅速にわれらが派遣した委任官に（提供してくれれば）、その銀を、われらとわれらの息子殿が当該事由のために着手せんとする良質かつ強力な貨幣の製造に充てるのである。（われらは）いたく満足するであろう。

またブルゴーニュとシャロレの公益増進のために、生活必需品をはじめ、あらゆる商品の価格を良心的で適正にするためには、この件はかつてないほどの透明性を要するので、本件に時間を割き、集中し、また良き都市部であれ農村部であれ、上記の三部会員の許に我らの委任官を派遣することが適切かつ必要であり、(f.2V°) ……汝らが行く所はどこであれ、四人全員が、あるいは三人で、それもできなければ、一人であっても、我らの息子殿の配下の者を誰か連れて……。オーソワ・バイイ管区のすべての良き都市と当管区に属し、汝らが適切と考え、また汝らの判断で必要と思う場所はどこであれ、汝らは出向するべし。われらとわれらの息子殿の怒りを買うことになりはしないかと恐れるくらいなら、そのような行動は慎むことが大切であり、また適切なことでもある。

また、本件に関して必要とする銀（徵収）に寄与し得る余力を有し、当該バイイ管区に居住するまたは滞在する者は、いかなる身分であれ、汝らの許に召集させること。そして彼らから可能な限り最善の方法でマール単位の銀を徵収し、良心的かつ誠実な明細を作成し、それにしたがって、われらの息子殿の最寄の造幣所に（その徵収した銀を）納入し、そこでその銀を使用して良質かつ強力な貨幣に造り変えること。上記の三部会の場において意見され、決定されたように、上記の理由から、われらとわれらの息子殿から然るべき人々に上記の諫奏と通知を行い、彼らの身分と能力に従って、以下に述べるように上記の銀をマールで要求した。その銀は、オーソワ・バイイ管区にあっては、われらの親愛なるジャコ・エピアールによって徵収され、受領されるように我らは欲す。当該ジャコ・エピアールなる者は本件を執行するべく、本

状をもってわれらが委任する者であり、また本状は（エピアールが）銀をマール単位で供出すすべての者に対して受領証を発行し、（その供出者たちが）将来、必要とあらば我らの息子殿に対して告訴することもできるような保証を与えることを（当該エピアールに対して）義務付けていると理解されたい。上述の件に加えて（f.3R°）……汝らの精励に……本状をもって、汝らには本件ならびに付帯する諸案件の遂行権を、また上記ジャコには当該銀マールの徵発と徵収および受領の権限と權威と特命を与える。またわれらとわれらの息子殿の全司法官、全職員、全家臣が上述の諸条項とその付帯条項を実行するにあたっては、上述のわれらの委任官と徵税官に服し、その言をよく聞き、必要とあらば、また要求があれば、忠告と力添えと援助を与えるように命ず。於オーソーヌ、1421年8月18日。

コマリアンのサン・ジョルジュ殿下、ディジョンのバイイ、ギ・ジェリニエ師、ジャン・シュザ、ギヨーム・クルトー、ジャン・ド・ノワダン、他、の列席する諮詢会席上にて公妃殿下の署名。G.ル・ボワ記。

注

- 1) 「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（3）一二つの両替規制令」『川村学園女子大学研究紀要』第18巻第1号2007年pp.1-38.
- 2) Archives départementales de la Côte-d'Or à Dijon, Série B2788. 本文で説明したとおり、原史料は60葉である。データの整理には市販の表計算ソフトを利用したが、A4版に印刷すると、収入の部30頁、支出の部2頁、訂正の部6頁になる。そのすべてを本稿に掲載することは無理であるし、その必要もなかろう。そこで全体を数点の表にまとめるという方式を選んだ。
- 3) 以下、字数を節約するために、葉数をf. (=folio) またはff. (=foliis) の後に算用数字で、その表裏はR° (=recto) とV° (=verso) で指定する。
- 4) オーソワ・バイイ管区では1420年代の御用金徵収記録は現存していない。年代的に近い記録を搜せば、1431年のJehan Rousselの帳簿ADCO B2797-bisが現存している。1420年代に関して言えば、1422年3万6千フラン、23年から25年まで毎年2万フラン、計9万6千フランが公領三部会で合意され、徵収された。その徵収記録の保存状況は管区によって様々であるが、オーソワ管区の南隣にあるオータンAutunバイイ管区では21年の銀徵収の記録を除き、1425年までのすべての帳簿が保存されている（順にJehan Rolinの帳簿ADCO B2355、Jehan RolinのB2363、Jehan BrencaleのB2361、そしてGuillaume BoisserantによるB2364）。
- 5) ROSSIGNOL, Claude et GARNIER, J. éds.; *Inventaire Sommaire des Archives Départementales de la Côte-d'Or; Série B*, 6 tomes, Dijon, 1863-1894.
- 6) RAUZIER, Jean ; *Finances et gestion d'une principauté au XIV^e siècle. Le duché de Bourgogne de Philippe le Hardi (1364-1384)*. Paris, 1996. pp.243-255.
- 7) ADCO B11482-B11508. ほとんどがディジョン市内の課税記録。
- 8) BAUTIER, Robert-Henri & SORNAY, Janine éds. ; *Les sources de l'histoire économique et sociale du Moyen Age*.

Les Etats de la Maison de Bourgogne, vol.1 : Archives centrales de l'Etat bourguignon (1384-1500) Paris, 2001.
p.397.

- 9) エピアールは通常収入役在任中の 1435 年に管区の御用金徵収を再度任じられている ADCO B2802。
- 10) このうち 2 件はスミュール市内の居住者 (f.3V°)。他 1 件はスミュール近郊のブロー Braulx 村の住人で取消 (f.6R°), 残る 1 件はアルネイ区のアルクーシー Arcoucey 村 12 名分 (f.33V°) で、全額免除されている (f.58R°)。
- 11) このモン・サン・ジャン村 8 名分の割当額は史料の当該個所では個別に記載されていたと思われるが、判読できない。史料末尾にまとめられた免除認可の筆写部分 (f.55V°) から判断される金額である。従って、各人の当初割当額は一般的な 1/2 マール程度であったと推測される。
- 12) 幾つか事例を挙げれば、第 11 葉に記載されていたはずの Jehan Moreaul, Estienne と Regnault の Perrete 弟兄, Pierre de Billers の 3 名 (f.54R°), 第 7 葉にあるべき Guiot Melot, Simon le Guerretat, Huguenin Raoul, Perrin Guilleaul, Perrin Guiot, および Adam --- の 6 名 (f.54V°) 等である。逆に免除者リストから本文の消失部分を推定できた場合もある。第 9 葉・裏の 4 名 (f.56R°), 第 36 葉・表の 2 名 (f.57R°), 第 37 葉・表の 2 名 (f.54R°) などである。
- 13) Monnin Pioleyなる人物で、当初 1 1/2 マールを割当てられたが、そのうち 1 マールだけを支払い、1/2 マールの残額があった。その残額（未納分）1/2 マールを免除されている (f.58V°) が、理由は明示されていない。このように割当全額ではなく、一部を免除され、しかも理由が判然としないケースは当該史料ではこれ 1 件のみである。
- 14) FAVIER, Jean ; *Les Contribuables parisiens à la fin de la Guerre de Cent Ans. Les rôles d'impôt de 1421, 1423 et 1438*. Genève, 1970. 本書は 1421 年パリで実施された御用金徵収記録 Archives Nationales KK323, 同 1423 年の記録 B.N.F. fr.26480, fos.180–189. 同 1438 年の記録 A.N. KK284 を校訂し、83 頁におよぶ解説 introduction を加えたものである。本稿で言及した分類の典拠は A.N. KK323 冒頭の勅書の写し p.88, 収入合計の記載 pp.142 & 218. および編者の解説 pp.56–57. である。
- 15) FAVIER ; *op.cit.* pp.88–89. これは A.N.KK323, f.2R° - V° の校訂。
- 16) ADCO B2786, f.16R°
- 17) ADCO B2787, f.23R°
- 18) ADCO B2789-1, f.29R°
- 19) ADCO B2789-2, f.26V°
- 20) 山田雅彦「度量衡学」pp.100–102. および巻末の一覧表 pp.358–359. 高山博, 池上俊一編『西洋中世学入門』東大出版会, 2005. pp.91–105 所収。JACQUART, J. ; *Réflexions sur la métrologie des grains*. In GARNIER, Bernard et alt. éds. ; *Introduction à la métrologie historique*. Paris, 1989. pp.195–210.
- 21) 財団法人製粉振興会のホームページ「小麦・小麦粉に係わる話題」から。
- 22) 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (2) 一書簡が語る通貨政策—」『川村学園女子大学研究紀要』第 17 卷 第 1 号 2006 年 pp.1–28, pp.24–25 参照。
- 23) ADCO B11213 および ADCO B11215. いずれも帳簿形式 registre の史料であるが、そこにすべての受入および引渡の活動が記録されているとは限らない。
- 24) ADCO B2792-1, f.22.
- 25) 新フランは旧フランの 8 倍の価値を持つ。
- 26) ブルゴーニュ公フィリップは 1421 年はパリ以北で活動している。8 月はアブヴィル Abbeville 近郊のサン・リキエ Saint Riquier の陣に滞在していた。Van Der LINDEN, Herman éd. ; *Itinéraires de Philippe le Bon, duc de Bourgogne (1419–1467)*. Bruxelles, 1940. p.18.

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ポンの財政（4）

27) エステヴナン *estevenant* はブルゴーニュ伯領の都市ブザンソン Besançon とその周辺で使用される計算貨幣で、1 franc=20 sous tournois=18 sous *estevenant* である。銀貨は内在価値を4倍（価額を1/4）にするから、 $5/3$ deniers tournois $\times 1/4 \times 18/20 = 3/8$ deniers *estevenant* となる。これを約1/2 deniers *estevenant* にする、と定めたのであろう。